



千地申  
第3号

## 「乗務員勤務制度の見直し」に踏まえ、安全・健康・ゆとり・働きがいの担保された乗務員職場を創る申し入れを提出！①【説明・制度運用】

「乗務員勤務制度の見直し」「賃金制度の改正」は、本部一本社間の議論を経て、H30年度末ダイヤ改正にて実施することとなりました。

本施策では多様な働き方となる一方、実乗務の充実によって疲労度の上昇が想定されます。その中で安全・安定輸送を維持するには、乗務員の身体的・精神的負担の軽減や、女性乗務員の増加等の環境変化も加味した「制度運用」「行路作成」「設備改善」が必要です。

地本は、会社の発展と組合員の幸福を両立するため、職場集会での意見をもとに下記の通り申し入れました。今後、団体交渉を行います！

### 【説明】

1. 新制度における向こう5年間の乗務員の要員需給を明らかにすること。
2. 千葉支社管内における、育児・介護勤務A適用社員、支社企画部門社員、指導担当、当務主務の乗務する線区と規模を区所毎に明らかにすること。
3. 行先地手当の廃止に伴い、労働時間Bの見直しを行うのか明らかにすること。なお、行先地におけるノーペイの時間について、電話等により業務指示を受けるために要した時間や、業務指示に基づき「待機」を行った時間、お客さま対応を行った時間など、労働実態が生じた場合の超過勤務の考え方を明らかにすること。
4. 現行ダイヤにおいて交番順序通りに乗務した場合において、手当が増額する区所と減額する区所を明らかにすること。
5. 実乗務の充実に踏まえ検討している環境整備の内容を明らかにすること。
6. 輸送サービススタッフに関する、千葉支社の考え方を明らかにすること。



### 【制度の運用】

7. 十分な休養のもと疲労感なく乗務できる環境を整えるため、年休の失効や勤務発表時点での休日出勤が生じないよう十分な要員を配置すること。なお、乗務員から支社企画部門、指導担当、当務主務への異動および担務変更を行う際は、乗務員の休日出勤が増加しないよう要員需給に留意すること。
8. 万全な体調で乗務するため、短時間行路利用社員の乗務にあたっては、乗務員勤務制度と同等の在宅休養時間を確保すること。
9. 支社企画部門での勤務は前任者からの引継ぎを十分に行うと共に、超過勤務によって短時間行路の乗務に支障が生じないよう、業務量を調整し超過勤務を抑制すること。
10. 平日と土休日で異なるご利用状況を把握し企画業務に反映できるようにするため、支社社員の短時間行路への車掌乗務は、特急の改札行路(土休日含む)も担当すること。
11. 指導員の対応力を強化する為、指導員は居流し(ユニット)勤務もしくは泊まり勤務を基本とすること。なお、指導員の短時間行路への乗務は朝ピーク時を基本とすること。

その②  
につづ